

## 第7回最低車両台数・適正運賃收受ワーキンググループの概要について

開催日時：平成24年10月15日（月）10：00～12：00

会場：中央合同庁舎3号館 4階 特別会議室

1. 事務局より「最低車両台数・適正運賃收受ワーキンググループ報告書（案）」について説明し、その後、意見交換を行った。

2. 委員からは次のような意見があった。

(1) 報告書(案)中「市場構造の健全化等に向けてどのような方策をとるべきか。」について

- ・ 更新制については、不適正事業者を淘汰するためだけではなく、優良事業者に配慮して、優良事業者が報われるようなインセンティブを持たせることも可能であると考えられるため、その旨も記載してほしい。

(2) 報告書(案)中「運賃料金の適正収受に向けてどのような方策をとるべきか。」について

- ・ 事業者の交渉力の向上に向けた対策について、「元請との限定的な関係を拡大するため」といった旨の記述を追記されたい。
- ・ 契約の書面化対策について、俗に「Oトン（t）車」といわれる、車両の積載状況についても契約書面において明記する必要がある。

(3) 報告書(案)中「最後に」などについて

- ・ 業界全体で人手不足が常態化、深刻化している状況にあり、他産業と比べても厳しい状況にある労働時間等の労働条件の改善を図ることが必要である、ことについても記述が欲しい。
- ・ 「安全性を向上させるための運賃や新規参入についての新たな法の創設を検討する」旨の記述を追記されたい。
- ・ トラック産業に対する国民からの「信頼と理解」が重要であり、その旨報告書に明記されたい。
- ・ これから参入を考えている者に貨物自動車運送事業の許可をとるのがいかに困難であるかという理解・意識を持たせることで、業界の質の向上につながる。
- ・ 「適正化事業実施機関を中身の濃いものにする」旨の記述を追記し、適正化事業実施機関は何ができて、どのようにしてやるか、また、どのように指導す

るかを明確化すべき。

- ・ 最低車両台数と適正運賃収受は、規制緩和後に生じた問題の中で象徴的なものという理解。経済規制が先行し、安全規制が遅れたために、安全性強化に関する議論になっていると言えるのではないか。

### 3. 今後の手続きについて

意見交換終了後、報告書の取りまとめについては座長に一任され、所要の修正を加える等、必要な手続きを経た後、最終的な報告書を取りまとめることとなった。

<文責：事務局>